平成20年10月現在

	_				0 H+T**				4-2 D.L. (4-1) print from		平成20年10月現在
部局	部∙課	関連団体名	+==		の依頼等	仕頼の済わ	+ !	力折	補助制度等	+ *+*	役員の選出方法
環境局	循環企画課	自治会, 町内会等	有無有	主な内容 ビラ、アンケート等配布	頻度 不定期	依頼の流れ 市⇒町内会⇒各世帯	有無有	環境パートナーシップ事業補助金	概要 ごみ減量・まちの美化等の取組を推進するため、自治組織等が、区役所と協働して実施する取組に対し交付	実施方法 市役所⇒区役 所⇒自治会等	
	まち美化推進課	保健協議会	有	供物容器の設置依頼 「年末年始のごみ・し尿収集のお知らせ」ビラの配布	年2回程度	各まち美化事務所⇒学区会 長	無	<u> </u>	(実施する収益に対し欠刊		
		各種団体 (自治会·地域女性会 等)	無						地域住民等が自主的に設置している家庭 系使用済みてんぷら油の回収拠点の維 持管理経費の一部に対して助成金を交付	市役所⇒合種	
							ъ	コミュニティ回収制度実施団体助成金	地域住民が自主的に実施する資源化物 の集団回収を支援するため、実施団体が 負担する経費の一部を助成	市役所⇒各種 団体	
	施設管理課	ごみ処理施設等に関 係する地域団体等 (17団体)	無				無				
	地域福祉課	社会福祉協議会 (市,区,学区)	# #				有	市社会福祉協 議会運営補助 金	市社協の運営(市・区社協人件費を含む) にかかる費用の一部について交付	市役所⇒市社 協	学区社協内の各種委員(ボランティア委員など)による 互選(学区により異なる)
保健福祉局				※但し、市・区社協事務局に対して、 福祉分野別(高齢・障害・子育て・地 域福祉)のネットワーク、分野別計画 への参画を依頼している	ı l			地域福祉権利 擁護事業補助 金	市社協が実施する当該事業の費用の一 部について交付	市役所⇒市社 協	
								区ボランティアセ ンター補助金	市社協が実施する当該事業の費用の一部について交付	市役所⇒市社 協	
		市民生児童委員連盟区民生児童委員会学区民生児童委員協議会		事業や催し物への参画、広報 福祉分野別(高齢・障害・子育て・地 域福祉)のネットワークへの参画	不定期	市⇒市民生児童連盟理事会 ⇒区民生児童委員会⇒学区 民生児童委員協議会		市民生児童委員連盟補助金	市民生児童委員連盟の研修費用(全国の大会への派遣含む)や,区民生児童委員会の運営及び研修費用の一部として交付	市役所⇒市連 盟	民生委員:学区の推薦分会 において選考⇒区⇒市⇒国 の順で推薦 学区役員:民生委員による 互選
								民生委員協議 会 交付金	学区民生児童委員協議会が実施する取 組の費用の一部として交付	市役所⇒各区 会長⇒各学区 会長	
								活動費用弁償金	民生委員が行っている相談・援助活動の 実費弁償分として支給	市役所⇒学区 会長⇒各委員	
	児童家庭課	児童館運営委員会等	有	指定管理者として児童館の運営を委 託している場合あり			無				
	長寿福祉課	老人クラブ	有	広報物の配布	年3回程度	市⇒市連合会⇒区連合会⇒ 学区連合会⇒各単位クラブ	有	市老人クラブ連 合会運営補助 金	老人クラブに対する指導事業及び高齢者 の社会活動促進のための諸事業を行う市 老人クラブ連合会に対し交付	市役所⇒市連 合会	
								健康づくり事業補助金	市連合会が行う高齢者の生きがいと健康 づくりの推進を目的とした事業に対し補助 金を交付する。	市役所⇒市連 合会	
								高齢者相互支 援推進·啓発事 業補助金	市連合会が行う独居高齢者の日常生活 支援を通じ高齢者の相互支援について普 及啓発を図る事業に対し交付	市役所⇒市連 合会	
								活動推進員設 置 補助金	市連合会における事業の企画や実施を 推進する活動推進員の設置について交 付	市役所⇒市連 合会	
								区老人クラブ連 合会活動促進 事業補助金	老人クラブに対する指導事業及び高齢者 の社会活動促進のための諸事業を行う区 老人クラブ連合会に対し交付	市役所⇒市連 合会	
								市老人クラブ補助金	老人クラブが行う社会奉仕活動事業、老 人教養講座開催事業及び健康増進事業 に対して交付		
	保健医療課	保健協議会連合会	有	広報物の配布 特定検診の集団検診会場における 受付	不定期	保健所⇒学区会長⇒各委員 ⇒各世帯	無	(行政協力及び 広報物配布に対 する謝礼あり)			

部局	部∙課	関連団体名		本市業務の依頼等 補助制度等 独身の選出す									
印向	司)"酥		有無	主な内容	頻度	依頼の流れ	有無	名称	概要	実施方法	役員の選出方法		
都市計画局	都市づくり 推進課	まちづくり委員会 (明倫, 有隣, 修徳)	無	(地域協働型地区計画の策定に向けた取組への支援を行っている)			無						
	(財)景観·ま ちづくりセン ター	まちづくり協議会等	無				有	まちづくり活動 助成	まちづくり協議会に対して、まちづくりを進めるために必要な資金を助成(過去に助成した団体数:4,20年度助成団体数:2)	まちセン⇒ま ちづくり協議 会			
	住宅政策課	各市営住宅自治会	有	団地内駐車場の運営, 日常管理委 託	年1回	区役所⇒各学区自治連合会 長⇒各町内会長⇒各班長⇒ 各世帯	無						
		マンション管理組合	無				有	すまいスクール 出張版 (分譲マンション 編)	分譲マンションの管理に関する講習を希望する管理組合に対し、無料で専門家を派遣	専門家を派遣	輪番制が多い。立候補,推 薦もあり		
								分譲マンション 建て替え・大規 模修繕アドバイ ザー派遣制度	大規模修繕や建て替え等の課題等について、専門家(アドバイザー)が管理組合にアドバイスを行う。	専門家を派遣			
消防局	庶務課	消防団	無	(消防団は消防機関の一つであるため、本市から業務を依頼する立場の団体とは異なる)			有	京都市消防団 施設 新築等補助金	消防分団、自治会、町内会等が行なう消 防団の用に供する器具庫等の新築、増 築、改築等要する経費の一部を補助	申請⇒工事⇒ 実績報告⇒審 査⇒交付	団長:消防団から推薦⇒市 長が任命 団員:市長の承認を受けて 団長が任命		
	市民安全課	自主防災組織	有	春及び秋の火災予防運動,文化財防火運動,学区総合防災訓練,防災週間中の各種行事等	5月1回	消防署→学区自主防災会長 →自主防災部長→各世帯	有	自主防災組織 活動助成金	自主防災組織がおおむね学区規模以上で行う防災訓練及び防災知識の普及啓 発活動を対象に交付	消防局⇒自主 防災組織	地域から選出		
								自主防災組織 標旗の交付	自主防災組織の効果的な防災活動の実 施を図ることを目的に標旗を交付	消防局⇒消防 署長⇒自主防 災組織			
教育委員会	生涯学習部	地域女性連合会	有	①女性教育事業「市民スクール21」 等の業務委託 ②啓発冊子・事業案内等の配布及 び事業への参画	不定期	①学区から計画書を提出⇒ 委託契約 ②市⇒市常任委員会⇒学区 会長⇒各会員	無						
		市立学校幼稚園PTA	有	①学校だより、PTAだよりの地域で の回覧 ②広報物の配布	不定期	①学校から各学区自治連合 会へ依頼 ②市⇒各学校⇒各保護者	無						
文化市民局	スポーツ振興課	体育振興会連合会	有	各種大会への参加申込書提出依頼 ポスター掲示	年3回程度	市役所又は区役所⇒学区体 育振興会会長	有	事業運営に対す る 補助金	市民スポーツの普及・振興を図ることを目 的に補助金を交付	市役所⇒区役 所 ⇒各区連合会			
		体育指導委員会	有	スポーツ講習会等の運営業務委託	年3回程度	市から運営委託契約	無						
	地域づくり推進課	市政協力委員	有	①市政広報物(市民しんぶん等)の配布(広報業務) ②市民要望の取次ぎ(広聴業務)	①月2回 ②不定期	市長が委嘱	有	市政協力委員 委託料	市民しんぶん配布担当世帯数を基に算定した、広報・広聴業務の委託料を支払い (実費弁償相当)		輪番制が多い。		
		各区交通対策協議会 (各区交通安全推進連 合会)	有	交通安全啓発活動等の実施	年4回程度	市⇒区(交通対策協議会) ⇒学区交通安全推進会	有	京都市地域交 通安全運動事 業補助金	各区における交通安全の推進の取組に 対し交付	市⇒区交通対 策協議会⇒交 安推			
		京都府共同募金会	有	募金活動 (京都府共同募金会については、市・ 区の区域等に支会を、町・村の区域 に分会を置いている。京都市につい ては、各行政区に支会事務局を置い ており、まちづくり推進課が事務を 担っている。)	年1回程度	区役所(支会)→分会長→町 内会組織	無		(前年度募金額に応じて, 各学区等(分 会)へ事務費を分配)				
		日本赤十字奉仕団	有	募金活動 (日本赤十字京都府支部について は、京都市地区本部の他、京都市内 の各行政区毎に地区を置いており、 まちづくり推進課が事務を担ってい る。)	年1回程度	区役所(地区)→分団長→町 内会組織	無		(前年度募金額に応じて, 各学区等(分団)へ事務費を分配)				